

「そお星人」キャラクターデザインの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、曾於市公認キャラクター「そお星人」のキャラクターデザインの使用の許可等について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 「そお星人」のキャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ、「そお星人」キャラクターデザイン使用許可申請書(様式第1号)により(一社)曾於市観光協会長(以下「会長」という。)に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないが、キャラクターの品位を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

(1) 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌及び報道関係機関が報道目的に使用する場合。

ただし、広告やチラシは使用許可申請が必要

(2) 市の機関が使用する場合

(3) その他会長が特に使用許可申請を要しないと認めた場合

(使用の許可)

第3条 会長は、前条の使用許可申請があった場合、その内容が次の各号のいずれにも該当しないと認めたときに限り、「そお星人」キャラクターデザイン使用許可書(様式第2号)を申請者に交付し、使用を許可するものとする。

(1) 特定の個人、政党、思想又は宗教の活動に使用されるおそれのある場合

(2) 当協会及びキャラクターの品位を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合

(3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合

(4) 使用者が、暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者と関係がある場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、許可することが不相当と認められる場合

(使用の条件)

第4条 使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可された内容以外に使用しないこと。

(2) キャラクターの品位及びイメージを損なうような形状の変更や色の設定等は行わないこと。

(3) 使用後は、会長に対して成果物を提出すること。

(4) その他会長が特に付した条件には従って使用すること。

(許可の取消し)

第5条 会長は、使用の許可を受けた者が第3条各号のいずれかに該当し、又は前

条各号に反していると認められる場合は、使用の許可を取り消し、使用を差し止め、成果物の回収等の必要な措置を求めることができる。この場合において、これらの措置にかかる経費は使用者の負担とする。

(免責)

第6条 当協会及び会長は、当該許可に基づくキャラクターデザインの使用によって、使用者に損失等が生じたとしても、その責任を一切負わないものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「そお星人」のキャラクターデザインの取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。